

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 27 年 2 月 13 日（金）午前 10 時 45 分～午前 11 時 28 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、生活環境部廃棄物・下水道担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 平成 27 年度武蔵村山市各会計予算について 2 武蔵村山市第三次男女共同参画計画（案）について 3 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 1 原案のとおり承認する。 議題 2 原案のとおり決定する。 議題 3 特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	議題 1 平成 27 年度武蔵村山市各会計予算について （企画財務部財政担当部長説明） 「平成 27 年度武蔵村山市各会計予算案の概要」に基づき、一般会計を中心に説明する。 2 頁の予算額等の推移であるが、平成 27 年度の一般会計予算規模は 264 億 8,692 万円であり、平成 25 年度と同規模となっている。平成 26 年度については、土地開発基金の繰入金などの計上により、予算総額が膨らみ過去最大規模となった。 続いて 3 頁の平成 27 年度の全会計予算規模は、450 億 7,714 万円であり、過去最大規模となっている。 次に、5 頁の財政分析指数の推移であるが、平成 27 年度の公債費比率は 1.0 ポイント減の 1.7%、財政力指数は 0.01 ポイント増の 0.81、経常収支比率は 1.6 ポイント減の 96.9%となっている。経常収支比率については、分母である地方消費税交付金の増額により若干の改善は見られるものの、依然として財政の硬直化の著しい状況が続いている。また、自主財源比率は 43.9%、義務的経費比率は 56.9%、投資的経費比率は 4.0%となっている。

次に、6頁の「平成27年度予算編成方針」については、平成26年10月16日に庁議決定された内容を掲載している。

次に、8頁の「平成27年度予算編成」であるが、一般会計の予算規模は、264億8,692万円で、前年度当初予算額と比較して、8億6,348万5千円、3.2%の減となっている。また、特別会計では、五つの会計を合わせた予算総額は、185億9,022万円で、前年度当初予算額と比較して、14億3,829万2千円、8.4%の増となっている。全会計を合計すると、450億7,714万円で、前年度に比べ5億7,480万7千円、1.3%の増となっている。

続いて、9頁の「一般会計歳入総括表」であるが、1款市税は、99億5,037万5千円、構成比は37.6%、前年度と比較して増減率に変化はないが、固定資産税における評価替えの減や法人市民税における景気動向を勘案した増収である。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金及び7款自動車取得税交付金については、東京都からの見込み通知によるものであるが、4款配当割交付金は、企業の配当性向の増加により、5款株式等譲渡所得割交付金は、今後の譲渡割の見込みにより、6款地方消費税交付金は、地方消費税率の引上げの平年度化による増となっている。

10款地方交付税は、地方消費税交付金などの増に伴う基準財政収入額の増額により、4.5%の減となっている。

14款国庫支出金は、防災行政無線更新事業補助金、生活保護費負担金等の減額により、2.0%の減となっている。

16款財産収入は、昨年度は土地開発基金から原山地域運動場の年賦償還分を繰上償還編成としたことから増となったが、平成27年度にはこれが解消となることから98.0%の減となっている。

18款繰入金は、昨年度は土地開発基金の額を減額し、6億円余りを一般会計に繰り入れることとしたことから大幅な増となったが、平成27年度にはこれが解消となることから65.9%の減となっている。

次に、11頁の「一般会計歳出総括表」であるが、2款総務費は、市議会議員選挙経費の増などがあったものの、土地開発基金繰出金の減により、13.4%の減となっている。

3款民生費は、福社会館施設整備事業費、生活保護費などの減により、0.3%の減となっている。

4款衛生費は、小平・村山・大和衛生組合負担金などの増により、1.3%の増となっている。

6款農業費は、都市農地保全支援プロジェクト補助金などの増により、30.3%の増となっている。

9 款 消防費は、防災行政無線施設整備事業費などの減により、9.4%の減となっている。

10 款 教育費は、原山運動場公共用地先行取得に伴う元利補給金の減により、6.5%の減となっている。

11 款 公債費は、元金償還金の減により 5.4%の減となったが、毎年度、臨時財政対策債の多額の借入れにより、市債残高が増加していることから、今後の元利償還金は、増加に転じることとなり、財政運営上十分留意する必要がある。

次に、12 頁の「一般会計性質別歳出調書」であるが、人件費は、国民健康保険業務に従事する職員 12 名の特別会計への移管などにより、0.7%の減、扶助費は、生活保護費などの減により、0.8%の減となっており、昨年度は 100 億円の大台に乗ったが、平成 27 年度はわずかであるが大台を割り込むこととなった。普通建設事業費は、原山地域運動場用地の土地開発基金からの年賦償還分を繰り上げて償還したことや福祉会館施設整備事業などの減により、34.5%の減、積立金は、財政調整基金積立金の減により、66.3%の減、繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金の増はあるものの、土地開発基金繰出金及び都市核地区土地区画整理事業繰出金の減により、2.0%の減となっている。

次に、13 頁の「実施計画事業」であるが、予算化した実施事業数は合計で 149 件、38 億 1,640 万 5 千円である。各事業名及び内容等については 14 頁から 26 頁に掲げている。

次に、27 頁の「実施計画以外の主な新規・充実事業」であるが、27 件、1 億 3,330 万 3 千円である。

次に、29 頁の「債務負担行為」であるが、9 事業となっている。

次に、30 頁の「地方債」であるが、16 事業、総額で 16 億 7,716 万 3 千円となっている。なお、赤字地方債である「臨時財政対策債」は、平成 27 年度起債総額の約 75%程度となる 12 億 5,726 万 3 千円を見込んでいる。また、地方債現在高の推移であるが、毎年度、多額の臨時財政対策債を借り入れていることから、現在高は年々増加しており、平成 27 年度末では、148 億 3,124 万 4 千円となる見込みである。市債残高が増加していることから、今後の元利償還金は、増加に転じることとなり、財政運営上十分留意する必要がある。

次に、31 頁の「基金」であるが、財政調整基金は、約 5,000 万円を積み立てることから、平成 27 年度末現在高見込額は、6 億 4,252 万 8 千円となる見込みである。なお、財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合は、平成 27 年度末において、4.7%となる見込みであり、第五次行政改革大綱に掲げる数値目標である 5%以上の達成は厳しい状況である。公共施設建設基金は、14 事業に充てることと

しており、2億3,150万円を取り崩すことにより、平成27年度末現在高は、21億2,576万7千円となる見込みである。

最後に、33頁から37頁に「平成27年度各特別会計歳入歳出総括表」を掲げているので、後ほど御覧いただきたい。

説明については、以上である。

(質 疑)

- 31頁の特定目的基金の平成26年度末現在高見込額については、6号補正時という理解でよいのか。
- そのとおりである。
- 3月に補正予算で基金を数億取り崩すと伺ったが。
- 最終補正における事業内容によっては、財政調整基金から取り崩す可能性もある。
- その場合、現在の残高がどの程度か分からないが、財政調整基金の5億を会計課で保有しているため、一度返してから取り崩すということをしなければ、不足することになるのではないか。
- 最終補正には7号補正を考えている。資料に記載の6号補正については、2億程度を取り崩した額である。
- 仮に一度返してから取り崩すとした場合、新年度には会計課で財政調整基金の5億を用いて業務を開始するため、時期について調整が必要である。
- 最終補正で数億の取り崩しが必要な事業についての情報は特に入っていないが、時期については調整させていただく。

(結 果)

原案のとおり承認する。

議題2 武蔵村山市第三次男女共同参画計画(案)について

(生活環境部長説明)

第三次男女共同参画計画(案)については、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の推進を図るために策定するものである。本市の計画は、平成12年に初めて策定され、以後、平成22年に第二次を策定し、現在に至る。現行の計画は、今年度末で期間が満了することから、昨年度、市民懇談会を設置し、第三次計画に盛り込むべき内容について市民目線で検討していただいた。今年度は、この内容を基に、関係各課等による策定委員会を設置し、第三次計画を策定してまいった。また、意見公募手続の実施や各課からの意見徴収などを経て、平成26年11月18日及び平成27年1月30日の調整会議における審議結果を踏まえ、原案をとりまとめた

ところであり、本日は、その内容について決定するため、付議したものである。計画の内容については、担当課長から説明する。

(協働推進課長)

はじめに、第二次計画との違いについて説明する。

第三次計画では、1点目として新たに重点事業を設定し、計画期間中に進捗管理を行っていくこととした。2点目として、第二次計画に掲載した112事業について、近年の社会情勢、国における取組、各課への調査等の回答を踏まえて廃止・統合を行い、新規17事業を含む79事業を設定した。3点目として、各事業に担当課を掲載した。そして4点目として、概要版を作成した。

配布した資料を御覧いただきたい。

表紙は、カラー刷りとなり、本計画の基本理念である「誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう」を広い青空の下で歌うように晴れやかに実現していくことをイメージした。なお、本文は2色刷りとなる。

本計画は4章立てとなっている。

3頁から6頁までの第1章では、今日の我々を取り巻く社会経済環境の変化、東日本大震災の発生を機に新たな課題が生じていること、また、世界、日本、都及び市においても男女共同参画社会実現のための様々な課題解決に向けての動きがあることを掲載している。

9頁から15頁までの第2章では、計画の基本的な考え方を掲載している。計画の位置付けについては、9頁の図2となる。本市の計画の中から男女共同参画計画に関連する主な計画の計画名及びその他関連計画を掲載している。

11頁を御覧いただきたい。基本理念を「誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう」とし、目標1「男女平等の意識づくり」、目標2「男女の人権の尊重」、目標3「様々な分野における男女共同参画の推進」、目標4「就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」の四つの基本目標を掲げている。本計画では、本市が目指す男女共同参画を「全ての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される男女共同参画社会の実現」、「男女が共に認め合い、誰もが意欲に応じて、仕事・家庭・地域生活など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開し、一人ひとりの市民が多様な生き方をすることができる、夢や希望を实できる社会」とした。

13頁を御覧いただきたい。重点事業の設定については、本計画を効果的に推進するため、それぞれの目標の主要課題ごとに特に重点的に取り組むべき事業を一つずつ設定している。重点事業の選定は、

推進状況を明確にする必要があるため、数値目標を設定できる事業であることとした。

14 頁及び 15 頁は、計画の体系である。

19 頁を御覧いただきたい。第 3 章「計画の内容」である。計画の事業区分については、継続、拡充、再編及び新規となる。なお、新規とは、事業自体が新規であることを意味するのではなく、本計画に新たに掲載した事業となる。本計画は、継続が 20 事業、拡充が 6 事業、再編が 34 事業、再編・拡充が 2 事業、新規が 17 事業である。また、14 の重点事業については、平成 31 年度の目標値を定めている。

20 頁から 64 頁にかけては、「施策の展開」として四つの基本目標ごとに「現状と課題」及び「施策と事業」を記述している。

20 頁を御覧いただきたい。目標 1 「男女平等の意識づくり」について、我々を取り巻く男女共同参画社会の意識は未だ未成熟であることが市民意識調査の結果から読み取られ、家庭・学校・事業所において男女平等の意識づくりの積極的な取組が必要とされている。また、男女共同参画センター「ゆーあい」当該社会実現の拠点として充実させることも必要である。

主な事業として、No. 1 「男女平等に関する各種情報の提供・発信」は重点事業とし、市報やホームページ、男女共同参画情報誌「YOU・I」を活用して情報を発信し、男女共同参画を身近なものとして理解してもらえるよう支援していく。24 頁の No.3 「メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実」は拡充事業とし、各種メディアから発信される大量で多様な情報を自分自身で取捨選択する能力を身に着けられるよう講座、講演会等を開催していく。25 頁の No.10 「事業主等への要請」は新規事業とし、商工会との協働による市内事業所向けセミナー等を開催し、男女共同意識の定着を促していく。26 頁の No.12 「育児・介護休業取得に向けての環境づくり」は重点事業とし、市職員に育児・介護休業関連制度を周知し、男性職員の取得を促していく。No.14 から No.17 までは、男女共同参画センターの機能の充実として、男女共同参画の拠点施設としての役割を果たすための様々な取組を掲載している。

29 頁を御覧いただきたい。目標 2 「男女の人権の尊重」について、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重する意識を持ち、相手に対する思いやりを持って生きていくことが男女共同参画社会の大前提となる。また、近年はセクシュアル・マイノリティの人権に対する社会的関心が高まっており、市民一人ひとりが互いの性の多様性を認め合う社会を意識的に作っていくことが必要である。男女の基本的な人権としての健康支援については、市民意識調査の結果から、多くの市民が自らの健康状態を確認する機会を得て

いることが把握できた。今後も「自分の健康は自分で守る」という意識の下、特に女性は生涯を通じた健康のための総合的な取組が不可欠となる。また、配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援については、市民意識調査の結果から、DVに対する知識はあるものの、問題解決に向けて社会全体として取り組むべきという理解がまだ得られていないことが読み取られ、被害の未然防止・早期発見のための取組、相談業務の充実、被害者の保護と自立支援、関係機関との連携などが大変必要となっている。近年、ストーカー行為等により命の危険にさらされることが社会問題となっている。こうした犯罪の未然防止、被害者の保護及び支援を適切に行うことが求められている。

主な事業として、36 頁のNo.20「小・中学校における個別的支援」は新規事業とし、性的少数者である児童・生徒自身が自認する性別制服の着用を認めるなど個別の対応を図ることとしている。37 頁のNo.22「心とからだの健康づくりの推進」は重点事業とし、男女が健康に暮らすことができる社会を目指し、講演会等を開催して健康意識の普及・充実を図るほか、総合体育館の機能の充実により市民の体力の向上を図ることとしている。39 頁のNo.31「意識啓発のための情報の提供・発信」は重点事業とし、DVについての理解を深める機会を提供することとしている。42 頁から 44 頁に掲載したセクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援事業については、全て新規事業である。No.48 は防止に向けた広報・啓発、No.49 は重点事業として、市職員・教職員に対する防止研修の実施、No.50 は性暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進、No.51 はプライバシー保護に配慮した相談窓口の運営や相談員の資質向上、No.52 はセクシュアル・ハラスメント苦情処理体制の整備である。

46 頁を御覧いただきたい。目標 3「様々な分野における男女共同参画の推進」について、政策・方針決定過程や働く場における管理運営、経営上重要な立場、地域社会での指導的地位、防災面における女性の参画比率などが、本市では全国平均を上回るものもあるが、更なる取組の強化が必要であり、国際的な視点を持って行動することも男女共同参画社会の実現に必要であるとしている。

主な事業として、49 頁のNo.53「各種審議会等への女性の参画促進」は重点事業とし、審議会等の委員構成の偏りが起こらないよう登用状況を見直していくこととしている。また、No.54「市役所における女性管理職の登用の促進」は新規事業とし、国において女性の登用についての動きがある中、本市においても積極的な取組が必要となることから、管理職試験の受験勧奨を行うこととしている。51 頁のNo.60「男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携」は新

規・重点事業とし、地域における男女共同参画の推進を図る上では、市民の自主的な団体の活動の影響が大きいと考えられるため、こうした団体の育成・連携を図ることとしている。52 頁のNo.65「国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催は新規・重点事業とし、国連が平成 25 年度に定めた国際ガールズ・デーに合わせて、国際理解・国際交流についての働き掛けを行うこととしている。

54 頁を御覧いただきたい。目標 4「就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」については、平成 22 年度の国勢調査結果によると、多くの女性が非正規雇用者であり、都合に合わせて時間調整が可能である一方、不安定な雇用形態であり経済的な自立が困難である等の課題がある。また、結婚・出産を経た女性の再就職・再雇用には困難が伴い、こうした状況に対応するために多様な就労形態、柔軟な制度で働きやすい環境整備等が必要となっている。起業という形で社会に参画する女性のチャレンジ活動を支援することも必要としている。ワーク・ライフ・バランスの推進については、男女が共に時代の変化に対応し、ライフステージに応じた多様な生き方を受け入れ、家庭や地域の一員として責任を分かち合い、積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要となる。ワーク・ライフ・バランスの推進には、各制度の存在だけではなく育児と仕事の両立支援制度の活用ができる環境を整備すること、介護休業の取得により介護と仕事の両立が図れること、ひとり親家庭、障害者とその介助者など生活上の困難を抱える人に対する支援が必要とされる。男性の家事・育児・介護への参画の促進については、男性が介護等に参加するために制度の利用をした場合、キャリア形成上の阻害要因とならないようにすることが求められている。

主な事業として、61 頁のNo.68「復職・再就職等を支援する講座の開催」は新規・重点事業とし、出産や子育てで仕事を離れていたハンディを克服し、職場復帰に必要なビジネススキル等についての講座の開設やセミナーの情報提供などを行うこととしている。62 頁のNo.72「ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定」は重点事業とし、市内でワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所を認定し、支援することを検討する。64 頁のNo.79「モデルケースの紹介」は重点事業とし、男性の家庭生活への参画意識を高めるため、実践している男性市民をモデルケースとして紹介していくこととしている。

67 頁を御覧いただきたい。第 4 章「計画の推進に向けて」である。男女共同参画社会の実現を目指すためには、本計画を着実に取り組むことが必要となる。このためには、国、都等の連携、全庁的な推

	<p>進体制の確立、市民・市民団体・事業所等がそれぞれの立場から取組を推進することが不可欠である。市民に接する職員一人ひとりが男女共同参画意識を持ちながら職務に当たり、本市の施策に男女共同参画の視点を反映させていただきたい。また、地域においては男女共同参画センター「YOU・I」を拠点とし、情報提供や相談の場として一層活用していくこととしている。</p> <p>71 頁以降は、資料編である。</p> <p>次に、概要版を御覧いただきたい。掲載内容については、本編から重要と考えられる内容を掲載している。</p> <p>説明については、以上である。</p> <p>(質 疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要版について、武蔵村山市の現状として四つのグラフを掲載している理由は何か。 ● それぞれの目標に対する現状が最もよく分かる内容を掲載したものである。 <p>(結 果)</p> <p>原案のとおり決定する。</p> <p>議題 3 その他 特になし。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 :)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課 (内線 : 373)</p>
--------------	-------------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)